

## 議案第11号

### 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

次とおり鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|     |     |

(経営の基本)

第4条 略

2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電

力供給方法は、次のとおりとする。

| 施設の名称              | 最大出力     | 電力供給方法 |
|--------------------|----------|--------|
| 略                  |          | 卸売     |
| 企業局西部事務所太<br>陽光発電所 | 200キロワット |        |
| F A Z倉庫太陽光発<br>電所  | 500キロワット |        |
| 企業局東部事務所太<br>陽光発電所 | 120キロワット |        |

(経営の基本)

第4条 略

2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電

力供給方法は、次のとおりとする。

| 施設の名称              | 最大出力     | 電力供給方法 |
|--------------------|----------|--------|
| 略                  |          | 卸売     |
| 企業局西部事務所太<br>陽光発電所 | 200キロワット |        |

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。